

大井町保育所等利用調整基準表

【基本指数】

項 目	父母の状況（同居の親族、その他の者が児童の保育に当たれない場合）				
類 型	細 目		適 用	基準指数	父 母
居宅外労働 (自営外勤者)	月20日以上就労		1日7時間以上の就労	9	
			1日5時間以上7時間未満の就労	8	
			1日4時間以上5時間未満の就労	7	
	月16日以上 19日以下の就労		1日7時間以上の就労	8	
			1日5時間以上7時間未満の就労	7	
			1日4時間以上5時間未満の就労	6	
	上記に当てはまらない1月64時間以上の就労			5	
居宅内労働	自 営 (中心者)	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労	9	
			1日5時間以上7時間未満の就労	8	
			1日4時間以上5時間未満の就労	7	
		月16日以上 19日以下の就労	1日7時間以上の就労	8	
			1日5時間以上7時間未満の就労	7	
			1日4時間以上5時間未満の就労	6	
		上記に当てはまらない1月64時間以上の就労		5	
	自 営 (協力者)	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労	7	
			1日5時間以上7時間未満の就労	6	
			1日4時間以上5時間未満の就労	5	
		月16日以上 19日以下の就労	1日7時間以上の就労	6	
			1日5時間以上7時間未満の就労	5	
			1日4時間以上5時間未満の就労	4	
		上記に当てはまらない1月64時間以上の就労		3	
	内 職	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労	6	
			1日4時間以上7時間未満の就労	5	
		月16日以上 19日以下の就労	1日7時間以上の就労	5	
			1日4時間以上7時間未満の就労	4	
		上記に当てはまらない1月64時間以上の就労		3	
父母のない家庭	不 在		死亡、離別、行方不明、拘禁等	9	
出 産	出 産		出産前2カ月、後2カ月	8	-
疾病障がい	疾 病 入 院		おおむね1カ月以上の入院	10	
	居 宅 療 養	常時臥床	疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床	10	
		療 養	医師がおおむね1カ月以上加療（安静）を要すると診断した者	6	
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	3	
	身体障がい者	1. 2級	身体障害者手帳を所持する者および同程度と判断できる者	8	
		3 級		7	
		4級以下		5	

病人の介護等	入院付き添い	おおむね1カ月以上親族の入院付き添いにあたっている者	5		
	居 宅 内 介 護	同居の親族の寝たきり状態の介護に常時あたっている者	9		
		同居の親族の長期居宅療養等介護にあたっている者	7		
		上記以外の同居の親族の介護にあたっている者	6		
	心身障がい児者介護	同居の心身障がい児者の通園、通院、通学等に常時あたっている者	7		
災害復旧	火災、風・水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合		10		
求職活動	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を行っている	2		
就 学	学校等に就学している者	月120時間以上の就学	8		
		月64時間以上の就学	6		
	通信教育を受けている者		3		
虐待・DV	児童の虐待・DVを受けている（恐れがある）と認められる場合		10		
その他	以上の保育が必要な事由に類するものとして町長が認める状態にある場合		～10		

【調整指数】

加 算	児童相談所からの要請または児童に対する保護の必要性が確認された場合			±10	
	関係機関から要保護児童である旨の通知を受けている			±5	
	ひとり親家庭			+5	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			+5	
	子どもが障がい（集団保育が可能な場合）			+5	
	既に在園中（2号・3号）の児童がいる場合			±5	
	保護者が町内の保育所に勤務している			±5	
	生活保護法による被保護世帯			+3	
	育休満了後と同時に利用を希望している場合			+3	
	地域型保育事業の卒園児童			+3	
	きょうだいが同一の保育所等の利用を希望する場合			+2	
	その他特別な配慮を必要とする場合			～+5	
	減 算	正当な理由なく保育料を滞納している			－10
育児休業延長のための申込である場合			－10		
申込児以外の就学前児童が保育所等を利用（希望）していない			－5		
保育要件を確認する書類が未提出の場合			－2		
同居者有り 減 算		61歳～64歳	祖父母等同居親族その他の者が就労していないことなどから、家庭で保育することができる場合	－2	
		～60歳		－3	
広域入所 減 算		町外在住者で、勤務地が町内		－5	
		町外在住者で、勤務地が町外		－6	

○基本指数について

基本指数は、父母のそれぞれについて、本表から該当する類型に応じて1項目を求め、合算したものを世帯の指数とする。
保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。

○調整指数について

調整指数は、世帯の状況等に該当する項目に応じて算出する。

○選考指数について

基本指数と調整指数を合計して、選考指数を算出する。

○利用調整指数が同点の場合の優先順位

1. 大井町在住者
2. 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3. 基準指数が高い者
4. 当該保育所等の希望順位が高い者
5. 社会的・経済的状況
6. 過去に保育料の滞納がない